

中国ビジネス Q&A 2018年中国における産業振興のための

Q 2018年に入り、中国政府は一連の減税措置を打ち出しました。その概要及び背景を教えてください。

A 中国は2012年11月の第18回党大会以降、産業構造の転換を実現するため、大幅な減税・費用徴収削減を行ってきており、特にサービス業などの振興を狙い、営業税から増値税への移行を段階的に進め、減税額の累計は2兆元を超えました。18年に入り、減税措置がさらに拡大されています。

18年3月5日、李克強首相は第13期全国人民代表大会での「政府活動報告」で、中国政府が18年に①増値税率の軽減、②企業所得税の半減優遇、③設備購入の損金算入などの7つの減税措置を実施することを宣言しました。「政府活動報告」の実施と共に米中貿易戦争により打撃を受けることとなったハイテク産業の下支えと、「トランプ減税」への危機感から、国務院は5月1日から増値税率の軽減と小規模納税者基準の緩和を決定し、さらに7つの減税措置を打ち出すことで、創業・革新及び小企業・零細企業の発展を支援することを断行しました。

以下、18年から日系現地法人にも影響を与える中国の増値税及び企業所得税などの減税措置を紹介します。

1. 増値税率の軽減と小規模納税者の適用基準の緩和

(1) 増値税率の軽減

財政部と国家税務総局は18年4月4日付で「増値税税率の調整に関する通知」(財税[2018]32号)を公布し、貨物販売及び輸入増値税の税率を従来の17%から16%へ、11%から10%へと引き下げました。これに伴って従来の17%、11%の輸出に係る増値税還付率が適用されていたものについても、それぞれ17%から16%へ、11%から10%と変更されました。

増値税率の軽減措置により、18年5月1日から適用税率は下記の通りとなりました。

課税対象	変更前	変更後
一般貨物 ^{注1} の販売・輸入、加工・修理など役務、不動産賃貸サービス	17%	16%
特定貨物 ^{注2} の販売・輸入、交通輸送、郵便、基礎電信、建築、不動産賃貸サービス、不動産販売、土地使用権の移転	11%	10%

(2) 小規模納税者の適用基準の緩和

財政部と国家税務総局は18年4月4日付で「増値税小規模納税者基準の統一に関する通知」(財税[2018]33号)を公布し、工業、商業に従事する小規模納税者の適用基準を緩和しました。

従来、小規模納税者の適用基準は、工業企業(年間課税売上高 ≤ 50 万元)、商業企業(同 ≤ 80 万元)、増値税移行の対象企業(同 < 500 万元)がそれぞれ異なっていましたが、本件通達においてその基準が500万元に統一されました。これにより、年間課税売上高が500万元未満の企業と個人は、小規模納税者としてのメリットを享受できるようになります。

2. 企業所得税の減税措置

増値税の減税に伴い、企業所得税においても、「小型薄利企業」所得税減税を含め、いくつか重要な減税措置が打ち出されました。

(1) 小型薄利企業の企業所得税の減税

財政部と国家税務総局は18年7月11日付で「小型薄利企業所得税優遇措置範囲の更なる拡大に関する通知」(財税[2018]77号)を公布し、小型薄利企業の適用基準を引き上げ、適用対象の範囲を拡大しました。

企業所得税法では、適用基準に合致する小型薄利企業に対して、20%の軽減税率を適用することとなっています。その適用基準^{注3}の一つは、年間課税所得が08年に30万元以下とされていましたが、17年に30万元から50万元に引き上げられ、今回はさらに期限付きで(20年まで)100万元に引き上げられました。これにより、適用基準に合致する企業に対して、その課税所得額の50%に対して20%の税率が適用されることとなりました^{注4}。

(2) 国外委託に係る研究開発費用の損金加算計上

財政部、国家税務総局及び科技部は18年6月25日付けで「企業の国外委託に係る研究開発費用の損金加算計上の関連措置に関する通知」(財税[2018]64号)を公表し、18年1月1日から国外(個人を除く)委託に係る研究開発費用の損金加算計上が可能になりました。

これまで、企業が国内企業または個人に委託し、実際に発生した研究開発費用の80%を損金算入することができ、さらに課税所得計算時にその50%相当の金額を追加損金算入できる(以下、損金加算計上という)とされていましたが、国外企業及び個人への委託開発費用は適用対象外とされていました^{注5}。今回の通達により、企業の国外(個人を除く)委託に係る研究開発費用も国内研究開発費用の3分の2までを上限として、国内委託と同じ取り扱いになりました。

(3) ハイテク企業と科学技術型中小企業の欠損繰越期間の延長

財政部と国家税務総局は18年7月11日付で「ハイテク企業と科学技術型中小企業の欠損繰越期間の延長に関する通知」(財税[2018]76号)を公布し、ハイテク企業と科学技術型中小企業の欠損金の繰越期間が5年から10年に延長されました。

今回の通達により18年1月1日から、当年度にハイテク企

減税措置

DT 弁護士法人
中国律師 鄭 林根

業^{注6}あるいは科学技術型中小企業^{注7}の(認定による)資格を持つ企業は、資格を得た年度から5年前までに発生した未補填の繰越損失を次年度以降に最長10年まで繰り越すことが可能になります。

(4) 設備投資の一括費用処理

財政部と国家税務総局が18年5月7日付で「設備器具の控除に関連する企業所得税政策に関する通知」(財税[2018]54号)を公布し、新規購入の設備投資の一括費用処理が認められるようになりました。

これまで企業が新規購入した研究開発専用の機器・設備、または一部の業種に限って新規に購入した研究開発と経営に共同使用する機器・設備が単位あたり100万円を超えない金額であれば一括損金算入が認められていましたが^{注8}、この通達により18年1月1日~20年12月31日に企業が新規購入した設備、器具(建物や建築物を除く)で、単位あたり価格が500万円以下のものは、一括費用処理が可能となります。

(5) スタートアップ企業への投資の優遇措置の全国拡大

財政部と国家税務総局は18年5月14日付で「ベンチャーキャピタル及びエンジェル投資家の税收政策に関する通知」(財税「2018」55号)を公布し、17年1月1日(個人への適用は18年7月1日)からスタートアップ科学技術型企業へ投資し、条件に合致する投資である場合、投資額の70%を損金算入する企業所得税優遇措置が適用されることとなります。

これまで全面イノベーション改革試験地域(8つ)と蘇州工業園区に限って、条件に合致するベンチャーキャピタルまたはエンジェル投資家がスタートアップ科学技術型企業への投資に際して投資額の70%を損金算入可能とされていましたが、この通達により、措置の適用地域を全国へと拡大しました。

(6) 企業の従業員教育費用の損金算入基準を引き上げ

財政部と国家税務総局は18年5月7日付で「企業の従業員教育経費の損金算入政策に関する通知」(財税「2018」51号)を公布し、18年1月1日からすべての企業を対象に従業員教育費用の損金算入額の上限が8%に引き上げられました。

これまでハイテク企業の場合、従業員教育費用の年度損金算入の上限は賃金給与総額の8%、そのほかの企業は2.5%までとされていました。この通達で上限額をハイテク企業と統一し、すべての企業が8%まで損金算入することができるようになりました。

3. 個人所得税の減税措置

増値税、企業所得税の減税と並行して、消費拡大の一環として18年8月31日付で、個人所得税法も改正されました。施行は19年1月1日です。

改正法では、基礎控除が現在の月3,500元(約5万6,900円)から5,000元^{注9}に引き上げられ、累進税率の適用所得の幅の改定により賃金・給与で中低所得者層に対する減税を行

い、負担を軽くしました。

また、賃金・給与所得については現行法では月間所得ベースの源泉課税でしたが、改正法は年間所得ベースの課税に改めた上、課税方式を一部の所得(役務報酬・原稿料・知的財産権使用料収入)と合算する総合課税に変更しました。

なお、改正法では新たな特別追加控除規定も設けられました。既存の控除項目^{注10}に加えて、子女教育費、生涯学習費、大病治療費、住宅ローン金利、家賃、高齢者扶養費などの支出が特別追加控除として追加されました。改正法の実施により、控除対象がかなり拡大することになり、賃金・給与所得者にとっては大きな負担減になるとみられます。その他、改正法は年間の合計滞在日数183日を境にして居住者と非居住者を区別することに改正された点も留意すべきです。

改正法は、中間層以下の負担減により、消費の刺激による内需喚起につなげる狙いがあり、控除の取り扱いなど一部は18年10月1日に前倒しで施行されました。政府は月収2万円未満の納税者にとっては、個人所得税額が現行の半分未満になり得ると試算しています。

(本記事の意見にわたる部分は筆者の私見であり、所属する組織の公式見解ではありません)

(注1) 一般貨物とは特定貨物以外の貨物を指します。

(注2) 特定貨物には、具体的に食糧などの農産品、食用植物油、食用塩、水道水、暖房ガス、冷房ガス、熱水、石炭ガス、LPガス、天然ガス、ジメチルエーテル、メタンガス、住民用石炭製品、出版物、新聞、雑誌、AV製品、電子出版物、飼料、化学肥料、農業機械、農業、農業用膜、その他国務院より規定される貨物を指します。

(注3) 小型薄利企業の適用基準は年間課税所得が30万円以下であること以外に、工業企業は、従業員数(派遣従業員を含む)100人以下、資産総額(四半期または年度の平均)3千万元以下、その他の企業は同じく80人以下、1千万元以下。

(注4) 2012年以降、適用基準に合致する小型薄利企業に対して、そのうち年間課税所得が基準よりも低い一部の企業にさらに課税所得額の50%に対して20%の税率を適用することにし、2015年以降は適用基準に合致するすべての小型薄利企業に対してその課税所得額の50%に対して20%の税率を適用することにしました。

(注5) 2015年11月2日財政部、国家税務総局および科技部「研究開発費用の損金加算計上措置の完備に関する通知」(財税[2015]119号)。

(注6) ハイテク企業とは、科技部、財政部、国家税務総局の「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火「2016」32号)の規定に基づき認定を受けた企業を指します。

(注7) 「科学技術型中小企業」の条件は科技部・財政部・国家税務総局の「科学技術型中小企業評価弁法」(国科発政「2017」115号、2017年5月3日)をご参照ください。

(注8) 2014年10月20日財政部、国家税務総局「固定資産の加速減価償却における企業所得税政策の完備に関する通知」(財税「2014」75号)。

(注9) 外国人に適用してきた1,300元の追加控除が改正法において廃止され中国人と同じ5,000元に統一されます。

(注10) 個人が国の定めた範囲及び基準に基づき納付した基本養老保険、基本医療保険、失業保険などの社会保険料及び住宅積立金などを含みます。